

設計業務等委託契約書作成要領（国債以外）

九州地方整備局HPの契約書様式（「設計業務等委託契約書（A）」ファイルをダウンロードし、下記要領により作成してください。

（１）契約年月日及び履行期間

公示文、説明書、指名通知及び見積依頼等を参照。

（２）契約保証金

表紙、「契約保証金」の右に 免除 と記載する。

（３）受注者が設計共同体的場合

「本書２通を作成し」の「２」を「設計共同体を構成する者数＋１」の数に修正する。

（４）契約の保証について

第４条を削除し、上段余白に 第４条削除 とし各自押印する。

（５）前払金について

※ 対象業務でない場合

第３２条、第３３条及び第３４条を削除し、上段余白に 第３２条削除、
第３３条削除、第３４条削除 とし各自押印する。

注：第３２条、第３３条、第３４条が同一ページに記載されている場合は、
「第３２条、第３３条及び第３４条削除」とし各自押印してもかまわない。

(6) 部分払について

※ 部分払がある場合

第34条の2中、「この請求は、履行期間中〇回を超えることができない。」の「〇」に入札説明書の支払い条件に記載された回数を記載する。

※ 部分払がない場合

第34条の2中、「この請求は、履行期間中〇回を超えることができない。」の「〇」に0を記載する。

(7) 第35条の2～第35条の4について

国庫債務負担行為（国債）に係る契約ではないので、削除し、上段余白に
第35条の2削除 第35条の3削除、第35条の4削除 とし各自押印する。

注：（5）注と同様の記載が可能。

(8) 第47条について

簡易公募型指名競争入札方式（総合評価落札方式）の場合は、第48条を追加する。
別紙1を切り取り、契約書の第47条の上より貼付し、境目を各自契印する。

セントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

貼付し、割り印をする。

（契約外の事項）
第47条 この契約書に定めのない事項については、本 に応じて甲乙協議して定める。

（受注者の提案した技術資料に係る業務計画）
第47条 受注者が提案した別表に掲げる事項について、受注者の責によりその履行がなされなかった場合は、業務成績の評定において評点を減ずるものとする。

（契約外の条項）
第48条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

契印

